

## 西宮市障害者移動支援事業に関する留意事項

### 1. 事業の目的

屋外での移動が困難な障害者(児)について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出への支援を目的とし、1日の範囲内で用務を終えるものを対象とします。

また、本市の移動支援事業は、全て個別支援型（個別的支援が必要な人に対するマンツーマンによる支援）にて実施します。

### 2. 対象者

下記①～④の条件に該当する人としてします。

① 下記の手帳要件（1）～（4）のいずれかに該当する人。

（1）全身性障害者(児)

- 肢体不自由の程度が身体障害者手帳1級に該当する人であって、両上肢及び両下肢の重度の機能障害を有する人

（2）知的障害者(児)

- 療育手帳所持者

（3）精神障害者

- 精神障害者保健福祉手帳所持者

（4）難病患者等※1

- 屋外での移動時に車椅子が必要で、自走できないことが医師の意見書により明らかなる者

※1 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

② 西宮市移動支援調査票により、屋外での移動が「できる」以外である人。

③ 重度訪問介護、重度障害等包括支援、行動援護、同行援護の支給決定を受けていない人。

④ 児童の場合は中学生以上であること。

※ただし小学生以下の児童でも、下記のような場合等には個別で検討いたします。

- ・保護者が疾病等により一定期間介護できない等の場合
- ・行動援護の対象児、又は大人並みの体格の児童で、保護者一人では外出が困難な場合

### 3. 支給基準について

個別のケアプラン（サービス利用計画）に基づき、下記の支給基準内で必要と認めた時間数を決定します。

### <支給量の基準>

障害者 (18歳以上)		障害児 (高等部)	障害児 (中等部)
在宅 グループホーム	施設入所 (※)		
60時間/月	10時間/月	50時間/月	30時間/月

(※) 地域移行を前提として日中活動の場の見学や地域生活の体験等が必要な人については、地域移行に取り組む旨が個別支援計画に組み込まれている場合に限り、6ヶ月の範囲内(市が必要性を認めた場合に限り、最大6ヶ月間まで延長可)で月60時間利用することができます。

### <身体介護を伴う・伴わないの判断基準>

移動支援事業における「身体介護を伴う・伴わない」の区分は、「西宮市障害福祉サービス等支給ガイドライン」の基準に照らして、支給決定時に市が判断し、移動支援事業受給者証に記載します。なお、区分によって報酬単価が定められておりますが、ガイドヘルパーが行う業務に差異はありません。

## 4. 支援の内容

支援の内容は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を行う際の、移動中及び目的地における安全確保や身体介護です。

### <移動支援の対象と考える内容>

- 外出の準備に伴う支援(整容、更衣介助、手荷物の準備等)
- 移動に伴う支援(交通機関の利用補助等)
- 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援(代読、代筆等)
- 外出先での必要な支援(排泄介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入の支援等)

### <移動支援に含まれないと考える事例>

- 病院等での単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合
- 遊び相手(キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為)
- 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として「預かり行為」を行う場合

## 5. 外出の範囲

外出の範囲は原則、「居宅→目的地→居宅」の一連の行為が移動支援の対象となります。  
(ドアツードアの原則)

ただし、居宅から目的地（目的地から居宅）の支援を家族が行う等、ガイドヘルパーとの安全な引継ぎができる場合については、片道又は目的地のみの支援も対象とします。  
(例：最寄駅まで家族が送ってガイドヘルパーと待ち合わせる等)

### <対象となる外出範囲の例>

事由	外出内容	外出先の例
社会生活上必要不可欠な外出と認められる場合	行政機関等に関する手続き、相談、選挙の投票等	市役所、区役所、裁判所、警察署等の官公庁等
	冠婚葬祭	結婚式、葬式、法事等の会場
	金融機関の利用	銀行、郵便局等
余暇活動等の社会参加のための外出と認められる場合	文化施設等の利用	美術館、映画館、コンサート会場等
	体育施設等の利用	体育館、競技場、プール等
	観光施設等の利用	動物園等
	買物（※）	商店、デパート等
	理容・美容・着付け	理容院、美容院

※ 日用品の買物は家事援助を利用して頂く必要があります。ただし、余暇活動としての買物であれば対象となります。

### <対象とならない外出範囲の例>

次に掲げる外出については、西宮市における移動支援事業の対象とはなりません。

事由	外出先の例
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等
通年かつ長期にわたる外出	通学、通所、通園、学童保育等への送迎
本制度を利用することが適当ではない外出	布教活動、選挙運動等の政治活動
	ギャンブル、公序良俗に反する外出
他制度の利用が優先となる外出	慢性疾患等による定期通院（※）

※ 定期通院においては、通院等介助の利用が優先となります。ただし、急な通院の用が生じた場合や不定期の通院の場合は移動支援の対象となります。なお、介護保険対象者はいかなる場合でも通院の利用は認められません。

## 6. 利用に係るQ&A

	Q (質問)	A (回答)
1	移動支援利用中に、ガイドヘルパーが自転車を利用して移動することはできますか？	できません。常時介護できる状態での付き添いが前提となるため併走も不可です。
2	利用者の家族が運転する自家用車で移動する場合、移動支援の利用は出来ますか？	必要性が認められれば、家族が運転する自家用車での移動はできます。ただし、事故が起きた際の対応について、事前に利用者と事業所間で取り決めをしておく必要があります。 なお、ガイドヘルパーが自ら運転することは道路運送法に抵触するため認められません。
3	銭湯・温泉の余暇を目的とした入浴の場合、入浴に伴う介助を移動支援の対象とできますか？	余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要な介助も対象となります。
4	移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定はできますか？	移動支援の対象となるのは目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排泄等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。 したがってプール内でも、移動支援の対象となる支援を行った場合は算定対象となりますが、「水泳の指導」「一緒に遊ぶ」といった行為については移動支援の対象となりません。
5	1回の移動支援で複数の目的地に行く事はできますか？	複数の目的地へ行くことに制限はありませんが、移動支援の対象外となる外出先を含むことはできません。
6	家族等が病院まで送り、ガイドヘルパーが診察終了後に迎えに行き、そのまま移動支援を利用し余暇活動を行う事はできますか？	できます。また、家族以外で、通院等介助のヘルパーが病院まで送る場合でも同様に認められます。
7	週1回、同じ曜日・時間帯に習い事に通っているのですが、「通年かつ長期にわたる外出」に該当しますか？	週1回程度の利用であれば「通年かつ長期にわたる外出」に該当しません。この場合、教室・講義内における着替えや排泄などの介助についても利用できます。ただし、教室・講義内での指導や補助はガイドヘルパーの業務でないため利用できません。
8	旅行の宿泊先への移動支援は利用できますか？	宿泊先のホテル等を居宅として位置づけることにより、移動支援の対象とします。ただし、宿泊先での食事、入浴、排泄等の介助は移動支援の対象外となります。
9	カラオケやボウリングへの外出時に、カラオケBOXやボウリング場内でも移動支援を利用できますか？	カラオケBOXやボウリング場内でも介助が必要な場合のみ利用できます。しかし、ガイドヘルパーと一緒に歌う、ボウリングする等、ガイドヘルパーが単なる遊び相手と見なされる場合は利用できません。

10	飲食店で食事をする際、お酒を飲むことは可能でしょうか？	できます。ただしガイドヘルパーの飲酒は認められません。また、料金の支払いについては事前に両者で取り決めが必要です。
11	1回の利用時間に制限はありますか？	1日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回の利用時間に制限はありません。
12	美容院、整骨院等でのガイドヘルパーの待機時間は請求の対象となりますか？	理髪、整骨などの施術を受けている間の待ち時間など、ガイドヘルパーの介護が不要な場合は算定対象外です。
13	映画館内で上映中に、ガイドヘルパーが付き添った場合算定は可能ですか？	上映中に、姿勢保持、排泄介助等ガイドヘルパーの支援が必要である場合は算定可能です。
14	移動支援と同行援護の両サービスが対象の場合、併給して利用する事は可能ですか？	併給での利用はできず、同行援護か移動支援のどちらか一方の支給決定となります。なお、原則は同行援護が優先となりますが、利用したい事業所やヘルパーが同行援護を提供できない場合等は移動支援の利用が可能となります。
15	施設入所者が一時帰宅をした際、移動支援の利用はできますか？	施設入所者の方でも、移動支援の支給決定を受けている方は一時帰宅の際も利用可能です。
16	短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用する事はできますか？	できません。送迎に関しては、短期入所の事業所又は家族等が対応を行う事が原則です。
17	短期入所中に移動支援の利用は可能ですか？	できません。短期入所中は短期入所事業所において支援されるべきと判断されます。ただし、短期入所の退所日に自宅に戻った後で、移動支援を利用する事は可能です。
18	入院中の外出・外泊の際、移動支援の利用はできますか？	できません。移動支援は在宅及び入所中の方が対象者となるため、入院中の方は対象外となります。

## 7. 利用事業所の選択・契約について

- ① 移動支援事業の支給決定を受けた利用者は、西宮市指定移動支援事業者の中から利用する事業者を選び、事業者に連絡の上、利用可能か確認します。
- ② 利用者は、西宮市より交付を受けた『移動支援事業受給者証』を事業者に提示し、事業者から重要事項説明を受けると同時に、支給量の範囲内で利用契約を締結します。併せて、サービス利用に際してのその他必要な確認※1を行います。

※1 移動支援にあたり要するガイドヘルパーの必要経費（公共交通機関の運賃、入場料等）等の取扱いについては、各事業者ごとに定めることになっておりますので、利用契約時にご確認ください。

## 8. 利用者負担上限月額

所得区分が「生活保護」「低所得」に該当する場合を除き、利用者は、サービス提供費用の原則1割を負担します。利用者負担の上限月額は、以下のとおりです。

	所得区分	負担上限月額	所得区分の認定方法
利用者 が 18 歳 以上	生活保護	0円	生活保護受給世帯
	低所得	0円	利用者本人及び配偶者が共に市町村民税非課税である場合
	一般1	9,300円	利用者本人又は配偶者に市町村民税が課税されており、課税されている者の所得割合計額が16万円未満の場合
	一般2	37,200円	利用者本人又は配偶者に市町村民税が課税されており、課税されている者の所得割合計額が16万円以上の場合
	所得区分	負担上限月額	所得区分の認定方法
利用者 が 18 歳 未 満	生活保護	0円	生活保護受給世帯
	低所得	0円	市町村民税非課税世帯に属する者である場合
	一般1	4,600円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税されている者の所得割合計額が28万円未満の場合
	一般2	37,200円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税されている者の所得割合計額が28万円未満の場合

(平成22年4月1日改定)

## 9. 移動支援事業者の指定について

事業者が、西宮市から移動支援事業受給者証の交付を受けた者に対して移動支援サービスの提供を行う場合には、事前に西宮市移動支援事業者としての指定を受ける必要があります。指定を受ける前に提供したサービスについては、報酬支払の対象外となります。

移動支援事業は、市町村が主体となって実施する地域生活支援事業ですので、指定申請先は西宮市になります。

なお、指定日（事業開始が可能となる日）は、毎月1日ですので、希望する指定日の遅くとも45日前には指定申請書類を提出してください。

また、西宮市の移動支援事業者指定に係る人員、設備及び運営に関する基準については、「西宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の居宅介護の基準に準じています。

## 10. 移動支援事業内容変更について

西宮市移動支援事業者として指定を受けた後、下記のいずれかに該当する変更（当該指定に係る事業に関するものに限る）が生じた場合には、変更事由が発生した日から1箇月以内に市への届出が必要です。

- ① 事業所の名称
- ② 事業所の所在地、電話番号、FAX番号
- ③ 申請者（設置者）の名称
- ④ 主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
- ⑦ 事業所の平面図及び設備の概要
- ⑧ 事業所の管理者の氏名及び住所
- ⑨ 事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所
- ⑩ 対象者
- ⑪ 運営規程
- ⑫ サービス提供従事者

## 11. 移動支援事業の廃止について

移動支援事業の運営を廃止しようとするときは、市への届出が必要です。

## 1.2. 従事者要件について

本市では、下記の資格要件を備えたヘルパーについて、各障害種別の方への移動支援サービス提供を認めています。（都道府県知事が認める研修課程を修了し、当該研修を実施した事業者から当該研修課程を修了した旨の証明の交付を受けた者を含む。）

資格等	全身性	知的	精神	難病患者等
介護福祉士	○	○	○	○
実務者研修修了者 (旧：ホームヘルパー 1 級、介護職員基礎研修)	○	○	○	○
介護保険法・介護職員初任者研修修了者 (旧：ホームヘルパー 2 級)	○	○	○	○
居宅介護職員初任者研修修了者 (旧：居宅介護従業者養成研修 1 級、2 級)	○	○	○	○
障害者居宅介護従事者基礎研修修了者 (旧：居宅介護従業者養成研修 3 級)	○	○	○	○
ガイドヘルパー（全身性障害者）養成研修修了者	○	×	×	○
ガイドヘルパー（知的障害者）養成研修修了者	×	○	○	×
日常生活支援従業者養成研修修了者	○	×	×	○
重度訪問介護従業者養成研修修了者	○	○	○	○
行動援護従業者養成研修修了者	×	○	○	×

## 1.3. 報酬単価について

所定単位数については、別紙『居宅介護・外出介護サービスコード表』を参考にしてください。

## 1.4. 請求書の提出について

- ① 請求書は郵送、もしくは窓口へ提出となります。

(E-mail、Fax での受付はしません。)

前月提供分を毎月 10 日（10 日が閉庁日の場合は前倒し）までに請求してください。郵送の場合も毎月 10 日必着です。

**※請求書の提出が遅れる際は、必ず請求担当者までご連絡下さい。**

- ② 請求書は障害別（身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病患者等）に作成してください。（障害ごとに事業所番号を付番しています。）
- ③ 請求書には事業所の押印が必要ですので原本の提出が必要ですが、明細書と実績記録表はコピーによる提出をお願いします。



### 15. 移動支援事業費の算定について

移動支援事業費の算定については、別紙『移動支援事業費の算定例（時間帯区分の考え方）』を参考にしてください。

### 16. 身体介護を伴う場合の算定について

身体介護を伴う場合の算定については、「1日の複数回のサービス提供を算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とする」とされていることから、1回目のサービス終了時間から2時間以上空けずに提供されたサービスは、1回目のサービスと合わせて1回のサービスとして算定してください。同一者について、事業所が変わっての提供の場合も同様の扱いとします。

また、2時間以上開いていてもその内容が「行き」と「帰り」のような一連のサービスである場合は1回のサービスとして算定してください。

### 17. 利用者負担額の算定について

利用者負担上限月額が0円以外の場合、利用者負担上限月額に達するまではサービス提供費用の1割（1円未満の端数は切捨て）を徴収してください。

### 18. 利用者負担額管理表について

事業者は、利用者負担額の管理が必要なサービス利用者にサービスを提供する際、その都度『利用者負担額管理表』に利用料等の内容を記載し、利用者負担上限月額到達の有無に注意してください。

利用者負担上限月額に到達した時は、サービスを提供した事業者が『利用者負担額管理表』のキリトリ線左側の管理表回収事業者名に記入・押印の上、キリトリ線右側の半券を回収し請求書に添付して市役所へ提出してください。

### 19. 支払について

サービス提供月の翌々月、月末最終開庁日の1日前に指定の口座に振り込みます。

## 20. お問い合わせ先

### ○ 指定に関すること

西宮市役所本庁3階 法人指導課 事業者指定チーム

TEL：0798（35）3152

FAX：0798（34）5465

Email：[hojin@nishi.or.jp](mailto:hojin@nishi.or.jp)

### ○ 請求に関すること

西宮市役所本庁1階 障害福祉課 事務チーム

TEL：0798（35）3780

FAX：0798（35）5300

Email：[syofuku@nishi.or.jp](mailto:syofuku@nishi.or.jp)

### ○ 支給決定・利用に関すること

西宮市役所本庁1階 生活支援課 支援1チーム

TEL：0798（35）3157

FAX：0798（35）5304

Email：[seikatsushien@nishi.or.jp](mailto:seikatsushien@nishi.or.jp)